

Title	元代後半期の王号授与について
Sub Title	Bestowing the title of prince in the latter half of Yuan Dynasty
Author	野口, 周一 (Noguchi, Shuichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.2 (1986. 9) ,p.53(169)- 83(199)
JaLC DOI	
Abstract	<p>During the Yuan dynasty, many imperial princes were accorded the title of Prince by the emperor. This phenomenon was most conspicuous in the years following a new emperor's ascent to the throne, although two phases can be discerned. The first phase, in the early Yuan period, covers the rule of Qubilai(世祖), the first emperor of the Yuan dynasty. In this period, the single-character princely title was awarded only to Qubilai's direct descendants. In the early period of his rule, the title was awarded to the sons born of his first wife, included was Jingim(真金), who was Qubilai's son and heir, and Manggala(忙哥剌), one of Jingim's brothers. In the late period, only descendants of Jingim's eldest son, Qamala(甘麻剌), were eligible for the title. Each prince thus named was commanded to crusade and to govern a city. The second phase, which is the main concern of this paper can be seen in the latter half of the Yuan dynasty. Bestowals were concentrated in the early years of each emperor's regime: Qaisan(武宗) in 1307-08, Yasun-Tamur(泰定帝) in 1324, and Tog-Tomur(文宗) in 1329-30. The context of the bestowals, however, was considerably altered. A major difference involves the fierce power struggles for the throne which took place before the bestowals were made. It was thus natural for a new emperor to award the princely titles to those who were not necessarily direct descendants in order to secure and strengthen his vulnerable position. Apparently, in this phase the single-character titles were awarded not only to the heir, but even to the Fou-ma(驸馬) or imperial son-in-law. So it can be said that the bestowals in this phase were different in terms of both extent and function.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860900-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

元代後半期の王号授与について

野 口 周 一

一、はじめに

元朝の権力構造を考究するに際しては、官僚層の動向とともに諸王層の存在も看過されてはならないと思われる。そこで、筆者はまず諸王層を把握すべく、世祖・成宗⁽¹⁾・武宗⁽²⁾期の王号授与という視点からのアプローチを試みた。

また、元朝一代に於ける王号授与の傾向を読み取ると、ひとつの現象が浮びあがってくる。それは、武宗朝期以降の王号の濫発ともいべき状況である。そして、このことは成宗の死から順帝の即位までの二十五年間に、八人の皇帝が交替し、しかも帝位継承をめぐる大きな権力闘争が三度に亘って引き起こされているという政治的事実と⁽³⁾、何らかの関連を有しているのではないかと

いう疑問を抱かせる。

従来、元代後半期——武宗、仁宗、英宗、泰定帝、天順帝、明宗、文宗、寧宗、順帝の時代の政治史は、等閑視されてきた嫌いがある。そこで、小稿は元代後半期の王号授与という一面に焦点を定めて、元代後半期の政治史⁽⁴⁾の再構成を試みる一資としたい。

註

- (1) 拙稿「元代世祖・成宗期の王号授与について」(『中国史における乱の構図』所収、近刊)。
- (2) 拙稿「元代武宗期の王号授与について」(『アジア諸民族における社会と文化』所収、一九八四年)。
- (3) 例えば、田村実造「元朝の衰亡と北元の命運」(『中国征服王朝の研究(中)』所収、一九七一年)二五一—四頁、岡田英弘「大元帝国」(『北アジア史(新版)』所収、

一九八一年) 一七八—八二頁、蕭功秦「論元代皇位繼承問題」(『元史及北方民族史研究集刊』第七期、一九八三年) 二二—三九頁参照。

(4) これを考えるにあたっては、武宗政権ひいては海都の叛乱についての理解を深める必要があると思われる。従来の諸研究の中では、ダーデス氏の論考が最も示唆に富んでいて、参照に値する。J. W. Dardess, *From Mongol Empire to Yuan dynasty, Monumenta Serica*, XXX, 1972-73. *Conquerors and Confucians, New York and London, 1973.* 筆者も、*やまやかながら*その試みを始めている。拙稿「元朝に於ける諸王層の叛乱について」(東京農業大学第二高等学校編『教育文芸論叢』第一号、一九八五年)、「元代世祖朝前半期の西北モンゴリア情勢」(『教育文芸論叢』第二号、一九八六年)。

二、王号授与の事例

本章では、元代後半期の王号授与の事例を、その授与年次に拠って整理し表にした。その年次確定にあたっては、『元史』卷一〇八、諸王表を基礎にし、それに『元史』本紀を始めとする他の記録を参照し、異同のある場合のみ註記することにした。また、諸王名のローマ字表記は、主としてアンビス氏に依拠した。⁽¹⁾

元朝の王号は、諸王表をみると「一字之封」——これを「一字王号」⁽²⁾と略称する——と、「二字之封」以外の王号——これを「二字王号」⁽³⁾と略称する——とで、大別されていることがわかる。そして、諸王表の排列をみると、一字王号は二字王号よりも上位にあり、二字王号はその印章によって金印螭紐、金印駝紐、金鍍銀印駝紐、金鍍銀印龜紐、銀印龜紐の五段階にランク付けされ、一字王号と二字王号を併せると全部で六段階の王号があることが理解される。

そこで、王号については、表ではその印章も一覽にし、そのランクも数字化して①〜⑥で付記した。さらに、その王号が始封であるか襲封であるかの別、そして備考欄にはその諸王の系統を判明する限り、記すことにする。

以下の表Ⅰから、まず王号授与数の年次別整理を行なってみた。それが、表Ⅱである。その際、議論を武宗期から説き起こすため、拙稿⁽⁴⁶⁾に依拠して武宗期の件数もあげることにした。また、王号の新設である始封数にも注目しているため、それも併記した。

表I⁽⁴⁾

	年次	諸	王名	王号	印章	クラン	始封	備考
(1)	至大四年	阿里加失立	*Argaširi	魯王	金印獸紐	①	襲封	オンギラット氏。特薛禪の子。按陳の嫡統。
(2)	四年 ⁽⁵⁾	朶列帖木兒	Dōrā-Tāmūr	楚王	金印獸紐	①	襲封	トゥルイ系。牙忽都の子。
(3)	四年	帖木兒不花	Tāmūr-buqa	宣寧郡王	銀印龜紐	⑥	始封	不明。
(4)	四年	亦思丹	Isdan	懷仁郡王	銀印龜紐	⑥	始封	不明
(5)	皇慶元年	朶列納	*Dōrānā	吳王	金印獸紐	①	始封	カチウン家。
(6)	元年	丑漢	*Čugan	安遠王 ⁽⁶⁾	金印螭紐	②	始封	オンギラット氏。
(7)	元年 ⁽⁷⁾	塔思不花	*Tas-buqa	恩平王	金印螭紐	②	始封	不明。
(8)	元年 ⁽⁸⁾	脱脱木兒	To[q]-Tömür	岐王	金印獸紐	①	始封	オンギラット氏。
(9)	元年 ⁽⁹⁾	木剌忽	*Mulaqu	広平王	金鍍銀印駝紐	④	始封	博爾朮の孫。 ⁽¹⁰⁾
(10)	二年	不答失里	*Budaširi	宣德王 ⁽¹¹⁾	金印螭紐	②	始封	鎮南王脱歡の子。
(11)	二年	脱歡	Torōn	安定王	金印駝紐	③	始封 ⁽¹²⁾	チャガタイ系。 ⁽¹³⁾

元代後半期の王号授与について

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)
四年	四年	三年	三年	三年 ⁽¹⁶⁾	三年	二年	二年 ⁽¹⁵⁾	二年	二年 ⁽¹⁴⁾	元年	延祐元年
別失帖木兒	孛羅	紐林的斥	玉龍帖木兒	高	脫脫	幹羅温孫	察八兒	兀都思不花	禾失刺	八八刺	阿魯禿
*Bä[kɪ]-Tämür	Bolo[tɹ]	Nä'üril-digin	Ürüng-Tämür		To [q]tö	*Oróulsun	*Čabar	*Udus-buqa	〈Qo〉šira	*Ba〈i〉bara〈q〉	*Aru[q]tu
汾陽王	冀王	高昌王	保恩王	藩王	遼王	(無国邑)	汝寧王	安王	周王	(無国邑)	趙王
金印駝紐	金印獸紐	金印螭紐	金印螭紐	金印獸紐	金印獸紐	金印駝紐	金印螭紐	金印獸紐	金印獸紐	金印駝紐	金印獸紐
③	①	②	②	①	①	③	②	①	①	③	①
始封	始封	始封	始封	襲封	始封	始封	始封	始封	始封	襲封	襲封
オゴタイ系。闊端の孫。	トゥルイ系。阿里不哥の孫。	ウイグル王。	カサル家。八不沙の甥。	高麗国王忠宣王の甥。	オッチギン家。塔察兒の曾孫。	不明。	オゴタイ系。海都の子。	仁宗の次子。	武宗の長子。後の明宗。	闊列堅の曾孫。	オングト氏。

(24)	四年 ⁽¹⁷⁾	察兀都児	*Ca'udur	(無国邑)	金印駝紐	③	始封	不明。
(25)	四年	合賓帖木児	<Qo> bil-Tamür	(無国邑)	銀印亀紐	⑥	襲封	チャガタイ系。八八の子。 ⁽¹⁸⁾
(26)	五年 ⁽¹⁹⁾	晃火帖木児	*Qongqo-Tamür	嘉王	金印獸紐	①	始封	トゥルイ系。昔里吉の子。
(27)	五年	禿滿帖木児	Tuman-Tamür	武平王	金印駝紐	③	始封	不明。
(28)	五年	八都児	Bädur	寧海王	金印駝紐	③	始封 ⁽²⁰⁾	太祖の叔父答里真系。
(29)	六年 ⁽²¹⁾	月魯帖木児	*Ürü[k]-Tamür	恩王	金印獸紐	①	始封	カサル家。
(30)	不 ⁽²²⁾ 明	喃忽里	Nomquli	幽王	金印獸紐	①	襲封	チャガタイ系。出伯の子。
(15)	延祐七年	兀都思不花	*Udus-buqa	順陽王	金印駝紐	③	始封	仁宗の次子。
(31)	七年	王禪	*Ongcan	雲南王	金鍍銀印駝紐 ⁽²³⁾	④	襲封	梁王松山の子。
(32)	七年	徹徹禿	Čäčä [k]du	寧遠王	金鍍銀印亀紐	⑤	襲封	寧王闊闊出の子。
(33)	至治元年	馬扎罕	*Maja[r]qan	趙王	金印獸紐	①	襲封	オングト氏。
(34)	元年	瑣南蔵ト	*So[d]nam-dzangbu	白蘭王	金印駝紐	③	始封	第八代帝師の異父兄。 ⁽²⁴⁾

元代後半期の王号授与について

(45)	(44)	(43)	(42)	(31)'	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)
元年	元年	元年	元年	元年	泰定元年	三年 ⁽²⁸⁾	三年	三年	至治三年	三年 ⁽²⁶⁾	二年 ⁽²⁵⁾
亦連真多兒加	別失帖木兒	忽刺台	太平	王禪	八的麻亦兒間卜	買奴	八刺失里	月魯帖木兒	薛徹干	巴都帖木兒	徹徹禿
*I<rin>jindor<i>	*Bäš-Tämür	*Hulätai	*Taiping	*Ongčan	*Badima-Irgalbü	Mainnu	*Balasiri	*Ürü[k]-Tämür	Säcägan	*<Qu[l]>du-Tämür	Čäčä[k]tu
泰寧王	(無国邑)	汝寧王	陽翟王	梁王	晉王	泰寧王	湘寧王	安西王	定王	威遠王	武寧王
金鍍銀印龜紐	金印駝紐	金印螭紐	金印螭紐	金印獸紐	金印獸紐	金鍍銀印龜紐	金印螭紐	金印螭紐	金印獸紐	金印駝紐	金印螭紐
⑤	③	②	②	①	①	⑤	②	②	①	③	②
襲封	始封	襲封	襲封	襲封	襲封	始封	襲封	襲封	襲封	始封	始封
不明。	不明。	オゴタイ系。察八兒の孫。	オゴタイ系。滅里の子孫。	梁王松山の子。	泰定帝の第二子。	不明。	迭里哥兒不花の子。	安西王阿難答の子。	トゥルイ系。 ⁽²⁷⁾	チャガタイ系。阿只吉の子。	トゥルイ系。衛王完沢の子。

(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(24')	(49)	(26')	(48)	(47)	(46)
四年	三年	三年 ⁽³¹⁾	三年	三年	三年 ⁽³⁰⁾	三年 ⁽²⁹⁾	二年	二年	元年	元年	元年
察里台	阿都赤	買奴	寬徹普化	帖古思不花	帖木兒不花	月魯帖木兒	火里兀察兒	晃火帖木兒	帖木兒不花	脱帖木兒	也速不堅
Čartai	Adūci	Mainu	Könča [k] - *puqa	*Tägüs-buqa	*Tämür-buqa	*Ürü[k]-Tämür	*Hori'učar	*Qongqo-Tämür	Tämür-buqa	To [q]-Tömür	*Yäsü- ^ä bügän ~ Yäsü-bügän
定王	綏寧王	宣靖王	威順王	武平王	鎮南王	齊王	威靖王	井王	雲南王	懷王	荆王
金印獸紐	金鍍銀印駝紐	金鍍銀印駝紐	金印螭紐	金印駝紐	金印螭紐	金印獸紐	金印螭紐	金印獸紐	金鍍銀印駝紐	金印獸紐	金印獸紐
①	④	④	②	③	②	①	②	①	④	①	①
襲封	始封	始封	始封	始封	襲封	襲封	始封	始封	襲封	始封	始封
定王薛徹干の子。	寧王闊闊出の子。	不明。	鎮南王脱歛の子。	不明。	鎮南王脱不花の弟。	カサル家。	オンギラット氏。	憲宗の子。	梁王王禪の子。	武宗の第二子。後の文宗。	トゥルイ系。歳哥都の曾孫。

元代後半期の王号授与について

(65)	(64)	(63)	(62)	(50)'	(61)	(60)	(59)	(2)'	(58)	(57)	(56)
二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年 ⁽³³⁾	天曆元年	四年	四年
合班	錢吉	亦憐真八	忽答里迷失	帖木兒不花	孛羅不花	寬徹	牙納失里	朶列帖木兒	阿剌忒納失里	闊不花	瑣南管卜
〈Qu〉ban	*Dzāngi	*I〈rin〉jin-Ba...	*Quda〈t〉miš	Tāmūr-buqa	Bolo[t]-buqa	Könčä[k]	*Yanaširi	Döra-Tāmūr	*A〈ra〉tnaširi	*Kö〈kö〉ou Kö[k]-Buqa	*So[d]nam-gambu
広平王	高昌王	柳城王	西寧王	宣讓王	鎮南王	肅王	遼王	楚王	豫王	靖安王	岐王
金鍍銀印駝紐	金印駝紐	金印螭紐	金印螭紐	金印螭紐	金印螭紐	金印獸紐	金印獸紐	金印獸紐	金印獸紐	金鍍銀印駝紐	金印獸紐
④	③	②	②	②	②	①	①	①	①	④	①
襲封	襲封	始封	始封	始封	襲封	始封	襲封	始封 ⁽³⁴⁾	始封	始封	襲封
不明。	ウイグル王。	不明。	チャガタイ系 ⁽³⁶⁾	鎮南王脱不花の弟。	鎮南王脱不花の子。	チャガタイ系 ⁽³⁵⁾	オッチギン家。	トゥルイ系。牙忽都の子。	チャガタイ系。越王秃刺の子 ⁽³²⁾ 。	不明。	オンギラット氏。

(76)	(75)	(69)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)
二年 ⁽⁴⁵⁾	二年	二年	元年	元年	元年	元年	元年 ⁽⁴²⁾	元年 ⁽⁴⁰⁾	元年 ⁽³⁹⁾	元年	至順元年 ⁽³⁷⁾
幹 即	卜顔帖木児	徹 徹 禿	卯 澤	不花帖木児	按 渾 察	阿 魯	速 来 蛮	潑 皮	木 南 子	懿 憐 只 班	阿刺忒納答刺
*Odzi [r]?	*Buyan-Tä <mür>	Cäcä [k] tü	*Mä)üj'ai ?	Buga-Tämür	*Alquñča	*Aru [q]	*Sulaiman	*Popi	*Munandzi	I <rin> jibal	Aratnada <ra>
保寧王	邠 王 ⁽⁴⁴⁾	邾 王	永寧王	武平王	広寧王	西靖王	西寧王	(濟陽王) ⁽⁴¹⁾	吳 王	鄜 王	燕 王
金印螭紐	金印獸紐	金印獸紐	金印駝紐	金印駝紐	金鍍銀印駝紐 ⁽⁴³⁾	金印螭紐	金印螭紐		金印獸紐	金印獸紐	金印獸紐
②	①	①	③	③	④	②	②		①	①	①
始封	襲封	始封	襲封	襲封	襲封	始封	襲封	襲封	襲封	始封	始封 ⁽³⁸⁾
不明。	チャガタイ系。	トゥルイ系。衛王完沢の子。	トゥルイ系。末哥の曾孫。	不明。	ベルグダイ家。	魏王阿木哥の子。	チャガタイ系。	カチウン家。	カチウン家。	明宗の第二子。後の寧宗。	文宗の長子。

元代後半期の王号授与について

(79)	(78)	(77)
元統二年 ⁽⁴⁶⁾	三年	二年
桑哥八刺	太平奴	脱隣忽都魯
*Sanggabala	*Taipingnu	Toril.*Quldu
魯王	高昌王	靖恭王
金印獸紐	金印駝紐	金鍍銀印駝紐
①	③	④
襲封	襲封	始封
オンギラット氏。	ウイグル王。	不明。

表II 王号授与数の年次別整理 (括弧内は始封数)

		武宗期					年次	授与数
二年	皇慶元年	至大四年	(不明)	三年	二年	至大元年	大德十一年	
二(二)	五(五)	四(三)	二(一)	三(二)	二(一)	十(十)	九(九)	
		仁宗期					年次	授与数
延祐七年	(不明)	六年	五年	四年	三年	二年	延祐元年	
三(一)	一(〇)	一(一)	三(三)	四(三)	二(二)	四(四)	二(〇)	
泰定帝期			英宗期			年次	授与数	
四年	三年	二年	泰定元年	至治三年	三年	二年	至治元年	
三(一)	六(四)	二(二)	九(三)	四(一)	一(一)	一(一)	二(一)	
順帝期		文宗期					年次	授与数
	元統二年	三年	二年	至順元年	二年	天曆元年		
	一(〇)	一(〇)	四(三)	九(三)	九(五)	一(一)		

表Ⅱから、直ちに看取されることは、王号授与件数が特定の年次、即ち大徳十一年、至大元年、泰定元年、天曆二年、至順元年に集中しているという現象である。しかも、武宗期の大徳十一年、至大元年の場合は、すべて始封である。問題は、ここから出発するのである。

註

(1) L. Hambis, *Le chapitre CVII du Yuan che, Leiden, 1945. Le chapitre CVIII du Yuan che, Leiden, 1954.*

(2) 例えば、魯王、楚王、吳王といった如き、一字の称号をもつ場合である。

(3) 例えば、汝寧王、保恩王、高昌王といった如きのものである。また、威武西寧王、懷仁郡王といったものも、ここに含めて考えることにする。

(4) この表の作製にあたり、王号授与年次の確定できない諸王は除外した。また、その系統については、註記されていない限り、『元史』巻一〇七、宗室世系表に拠った(以下、諸王表、宗室世系表は書名、巻数を割愛する)。尚、至大四年の安南王迭里哥兒不花は「外国封爵」(『続文獻通考』巻一九三)というところで、小稿では考察の対象から除外した。ただ、瀋王と高昌王の場合は、駙馬家という観点で採った。

元代後半期の王号授与について

以下、小稿に於いて王号受封者を取り上げる際は、必ず本表の通し番号を頭に付して対照の便をはかることにする。

(5) 諸王表は「至大¹⁷年封。」とするが、『元史』巻一一七、牙忽都伝に「仁宗命脱列帖木兒嗣楚王。」とあり、仁宗期の至大年間には至大四年のみなので、その年次を採る。

(6) 尚、諸王表の金印駝紐の条、永豊郡王の項には、「丑漢駙馬、皇慶元年封、旋改封安遠王。」とある。ただ、本紀には安遠王号授与の記録のみあるので(仁宗本紀一、皇慶元年春正月庚戌の条)、ここでは安遠王号だけを採用。

(7) 諸王表は至大四年とするが、『元史』巻三四、仁宗本紀一は皇慶元年とする。今は仮に後者を採る。

(8) 諸王表は延祐四年とするが、『元史』巻二四、仁宗本紀一は皇慶元年とする。今は、仮に後者を採る。

(9) 諸王表は年次を欠くが、『元史』巻二四、仁宗本紀一は皇慶元年とする。

(10) 『元史』巻一九、博爾朮伝、巻一三九、阿魯禿伝に拠る。

(11) 諸王表の金印駝紐の条、安德王の項にも「不答失里、皇慶二年封。」とあるが、父脱歓の鎮南王のランクに従って、金印螭紐の条にある宣德王号のみ採る。

(12) 諸王表は朶兒只班の後に記す。しかし、朶兒只班は、泰定、天曆年間に、脱歓は至大、皇慶年間に記録がみえる。また、宗室世系表は脱歓——朶兒只班の関係とする

ので、脱歓を始封とみる。

- (13) 宗室世系表は太祖の第六子闊列堅太子位にあてて、杉山正明氏はチャがタイ系とする。氏に拠る。杉山「ふたつのチャがタイ家」(『明清時代の政治と社会』所収、一九八三年) 六六六―七一頁。

- (14) 『元史』卷三一、明宗本紀、延祐三年春の条は、「於是封帝周王、出鎮雲南。」と記す。周王号授与は、諸王表、仁宗本紀二にある如く、延祐二年のことである。そして、その翌年、雲南に向けて発ったのである。

- (15) 諸王表は延祐元年とするが、『元史』卷二五、仁宗本紀二は延祐二年とする。今は、仮に後者を採る。

- (16) 北村秀人氏に拠ると、諸王表の記録は全くの誤りとなる。出自も氏に拠った。北村「高麗時代の藩王についての一考察」(『人文研究』第二四卷第一〇号、一九七二年) 参照。

- (17) 諸王表は延祐七年とするが、『元史』卷二六、仁宗本紀三は延祐四年とする。今は、仮に後者を採る。

- (18) 杉山氏はチャがタイ系と推定される。杉山前掲論文、六六六―八頁。

- (19) 諸王表は延祐四年とするが、『元史』卷二六、仁宗本紀三は延祐五年とする。今は、仮に後者を採る。

- (20) 諸王表の寧海王の項は、八都児を闊闡出、亦思蛮の後に置く。闊闡出について『元史』卷七、至元九年八月己亥の条は、「諸王闊闡出請以分地寧海、登、萊三州自為

一路、与他王比、歲賦惟入寧海、無輸益都、詔從之。」とする。ここでは、闊闡出の寧海王号受封の時期は留保しておく。また、亦思蛮は宗室世系表によると、「拔都児」の兄に相当するが、王号授与の年次は確定できない。そこで、今は八都児を始封と考える。

- (21) 諸王表は延祐四年とするが、『元史』卷二六、仁宗本紀三は延祐六年とする。今は、仮に後者を採る。

- (22) 『元史』卷一三八、康里脱脱伝は、至大三年の記録として喃忽里に「宗王」を冠している。ところが、仁宗本紀の皇慶二年七月甲申、延祐二年六月戊戌、延祐三年十月乙未、延祐四年閏月壬申、延祐五年九月丙申の記録は、すべて「豳王」号を帯びて現れてくる。そこで、喃忽里は仁宗期に受封した可能性が高いと考えられる。

- (23) 諸王表では、雲南王の項は金印駝紐、金鍍銀印駝紐の条に、各々設けられている。筆者は後者を採る。拙稿「元代世祖・成宗期の王号授与について」参照。

- (24) 野上俊静『元史釈老伝の研究』一九七八年、四三―四四頁。

- (25) 諸王表は泰定三年とするが、『元史』卷二八、仁宗本紀三は至治二年とする。今は、仮に後者を採る。

- (26) 『元史』卷二八、英宗本紀二、至治三年秋七月乙巳の条に受封記事がある。これは、泰定帝の即位前のことである。

- (27) 定王号は、阿里不哥の子朶木忽児に始まる王号であ

る。

(28) 諸王表は至治二年とするが、『元史』卷二九、泰定帝本紀一は至治三年とする。今は、仮に後者を採る。

(29) 諸王表は泰定元年とするが、『元史』卷三〇、泰定帝本紀二は泰定三年とする。今は、仮に後者を採る。

(30) 諸王表は年次を欠くが、『元史』卷三〇、泰定帝本紀二は泰定三年とする。

(31) 諸王表に「泰定二年由泰寧王徙封、分鎮益都」とあるが、その買奴は『元史』卷二九、泰定帝本紀一、泰定元年三月己酉の条に、「泰寧王買奴卒、以其子亦憐真朶兒赤嗣。」とあるので、宣靖王買奴は別人物であると考えられる。受封年次は、『元史』卷三〇、泰定帝本紀二、泰定三年春正月壬子の記録に拠る。

(32) 『元史』卷一一七、秃刺伝には「子西安王阿刺忒納失里、天曆初以推戴功、進封豫王。」とあり、越王秃刺の子であることを、この記録は示している。

(33) 諸王表は「天曆元年復故封。」とするが、『元史』卷三三、文宗本紀二は天曆二年とする。今は、仮に後者を採る。

(34) 仁宗によって回収された王号が、文宗によって改めて与えられたのであるから、始封であると考ええる。

(35)(36) 杉山「幽王チュベイとその系譜」(『史林』第六五卷第一号、一九八二年)。

(37) 諸王表は天曆二年とするが、『元史』卷三四、文宗本紀

元代後半期の王号授与について

三は至順元年とする。今は、仮に後者を採る。

(38) 中統三年に世祖が真金に与えた王号であるが、阿刺忒納答刺はその直系ではないので、始封と考える。

(39)(40)(42) 諸王表は、天曆三年とするが、『元史』卷三四、文宗本紀三は同年次の至順元年とする。

(41) 濟陽王号は諸王表にはない。ただ、諸王表にある呉王号からの改封であり、呉王号受封の年次が不明なため、考察の対象からはずれることを懸念してここにあげた。

(43) 広寧王は、諸王表の金印螭紐、金鍍銀印駝紐の各条にあり、按渾察は前者の方に名前があがっている。しかし、筆者は広寧王号は後者に属するものと考えている。

(44) 幽王のことである。松村潤「明代哈密王家の起源」(『東洋学報』第三九卷第四号、一九五七年) 四二頁参照。

(45) 諸王表は天曆二年とするが、『元史』卷三五、文宗本紀四は至順二年とする。今は、仮に後者を採る。

(46) 諸王表は至順元年とするが、『元史』卷一一八、特薛禪伝は元統二年とする。今は、仮に、後者を採る。

(47) 拙稿「元代武宗期の王号授与について」。以下、拙稿と略す。

三、王号授与の状況

元朝の王号授与について、筆者は世祖期にある種の傾

向——それをあえて原則と呼んでおく——が確立された⁽¹⁾と考えている。本章では、元代後半期の王号授与事例を世祖・成宗期の原則と比較することによって、その状況を把握することにする。

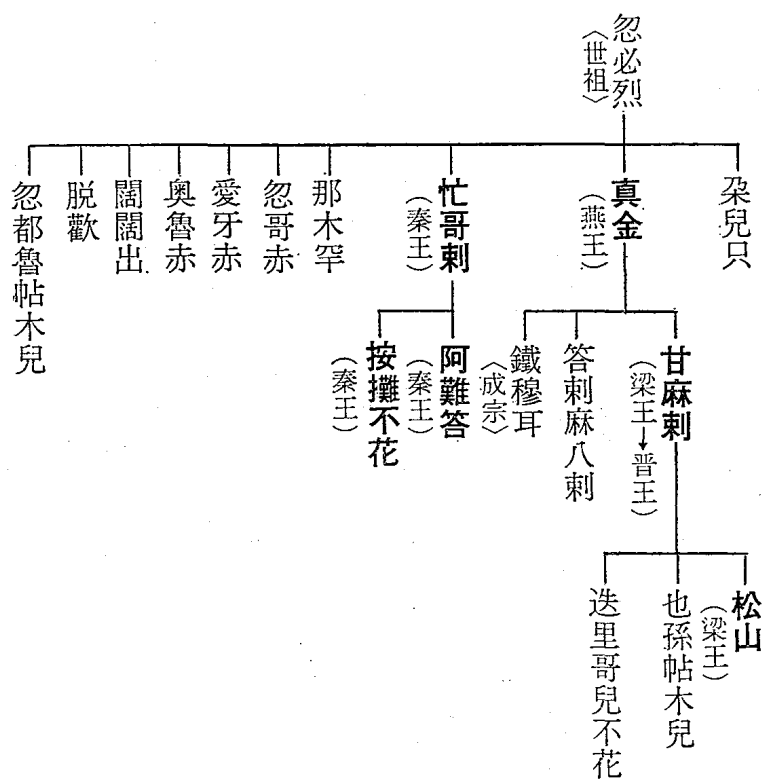
そこで、最初に王号の中で最高位に位置する一字王号について述べることにする。⁽²⁾

世祖・成宗期に一字王号を授与されるのは、「親王」即ち世祖の子孫に限定されていた。⁽³⁾ところが、その状況を仔細に検討すると、まずその前半期には、世祖の諸子の中でも正后察必(Cabui)所生の者に与えられていた。⁽⁴⁾即ち、中統三年に真金(Jingim)が燕王に、至元十一年に忙哥刺(Manggala)が秦王に封ぜられた。やがて、真金が至元二十二年に逝去すると燕王位は空位となり、忙哥刺没後に阿難答(Ananda)に継承された秦王位は、至元二十四年にその弟按攤不花(Altan-Buga)に移り、まもなく元朝によって回収された模様である。⁽⁵⁾これで一字王号受封者が存在しなくなったわけであるが、至元二十七年に到って、真金の子甘麻刺(Kamala)に梁王号が与えられた。しかし、至元二十九年に北安王那木罕(Nomugan)が没すると、甘麻刺はモンゴリアを統治するため晉王への改封となり、梁王号はその子松山(*Sungšan)

の襲封となった。また、成宗の大徳六年には、甘麻刺の死をうけて、その子也孫帖木兒(Yasün-Tämür)が晉王位を継承した。

以上述べ来たったうち、世祖期の状況を系図上で示すと、次の如くなる。⁽⁶⁾

即ち、世祖期の一字王号は、中統年間から至元年間後半までは、世祖の正后察必所生の者に、至元の末年に到



ると、世祖の嫡統と目されていた真金の長子甘麻刺の系統のみに、与えられた。これは、世祖にとって血縁関係の最も濃い、いわば「身内」にのみ、一字王号を与えていたことを意味する。そして、成宗期に於ける事例は一例のみで、しかも襲封である。つまり、成宗は世祖の諸子でも他の系統へは与えず、甘麻刺系に於いて襲封させている。その意味に於いて、世祖期の一字王号授与の原則は、成宗期にも引き継がれていったのである。

ところが、武宗の即位によって、その原則が破れるのである。表Ⅲから直ちに看取される如く、一字王号が十八例挙げられるが、すべて新しく設けられた王号である。また、その諸王の系統はトゥルイ系六、東方諸弟系三、西方諸子系三、駙馬六例である。

そこで、世祖・成宗期との差異を示すため、武宗期の王号授与状況を、まず系図上⁽⁷⁾で示すことにする(但、駙馬の事例は除く)。

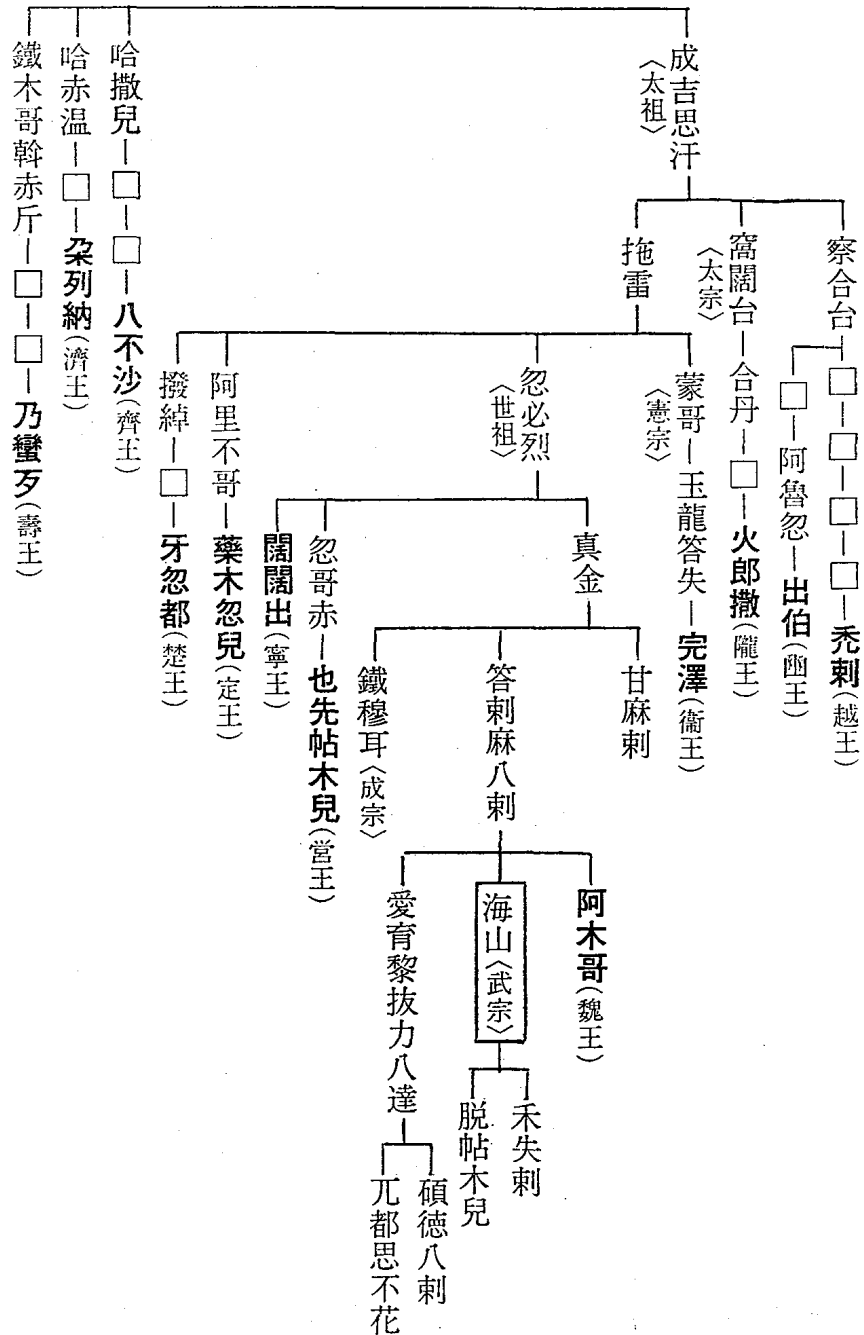
さて、次頁の系図を参考にしながら、武宗期の一字王号授与状況について、世祖・成宗期との違いを指摘していくことにする。

まず、真金系であるが、武宗の二子禾失刺、脱帖木兒にも与えられず、武宗の異母兄にあたる阿木哥(*Amuga)

表Ⅲ 「一字王号」授与数の系統別分類表

	トゥルイ系		東方諸弟系	西方諸子系	駙馬
	世祖諸子系	世祖諸子系外 以			
世祖期 $\left(\frac{7 \text{例}}{36 \text{例}}\right)$	7 (4)	0	0	0	0
成宗期 $\left(\frac{1 \text{例}}{15 \text{例}}\right)$	1 (0)	0	0	0	0
武宗期 $\left(\frac{18 \text{例}}{28 \text{例}}\right)$	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	6 (6)
仁宗期 $\left(\frac{13 \text{例}}{30 \text{例}}\right)$	2 (2)	3 (2)	3 (3)	1 (0)	4 (1)
英宗期 $\left(\frac{1 \text{例}}{7 \text{例}}\right)$	0	0	0	0	1 (0)
泰定帝期 $\left(\frac{9 \text{例}}{24 \text{例}}\right)$	3 (1)	4 (2)	1 (0)	0	1 (0)
文宗期 $\left(\frac{9 \text{例}}{24 \text{例}}\right)$	2 (2)	2 (2)	2 (0)	3 (2)	0
順帝期 $\left(\frac{1 \text{例}}{1 \text{例}}\right)$	0	0	0	0	1 (0)

各皇帝期の件数は下が全王号授与数、上が一字王号授与数を示す。また、系統別の括弧内の件数は始封数を示す。



に魏王号が与えられただけであった。

次に、系図を順次見ていくことにする。察合台(Ca-
yatai)系では、秃刺(*Tura)と出伯(Cübai)である。
秃刺は、史料上に「疏属」と記され、出伯は中央アジア

からの来者者である。窩闊台(Ogötai)系では、その第
六子合丹(Qadan)大王の孫火郎撒(*Qorangsai)がい
る。蒙哥(Mongga)の系統では、その第三子玉龍答失
(Ürüngdas)大王の子完沢(Oljai)がいる。また、世祖

の庶子忽哥赤(Hügäci)の子也先帖木児(Äsän-Tämür)は、父の二字王号・雲南王号(第四ランク)を大きく凌駕する営王号を与えられ、世祖の庶子闊闊出(Kököcu)は、父から授与されていた寧遠王(第五ランク)から寧王への進封であった。さらに、世祖・成宗期に於いて、阿里不哥(Ariq-bügä)の子朮木忽児(Yonuqur)は威定王(第三ランク)、撥縛(Böcä[k])の孫牙忽都(Yaqudu)は鎮遠王(第五ランク)であったが、武宗期になると、北辺にあって対海都戦に関わった諸王として、各々定王号、楚王号を与えられた。東方諸弟系については、世祖・成宗期は僅か三事例があるのみで、その顔触れにも齟齬がみられた。それが、武宗期では、表Ⅲ・表Ⅳからわかるように一字王号が中心を占め、しかも東方三王家の面々に洩れなく与えられているのである。即ち、齊王八不沙(*Babuša)、吳王朶列納(*Döränä)、寿王乃蛮台(*Naimandai)の三名である。

最後に、系図に明示しなかった駙馬について述べる。駙馬は、諸王に準じて扱われるのが通例であり、世祖・成宗期には弘吉剌(Onggirad)、雍古(Onggut)両氏の嫡流でさえも二字王号(第三ランク)であり、傍流の如きは第六ランクの王号であった。それが、武宗期には、魯

元代後半期の王号授与について

表Ⅳ 「二字王号」授与数の系統別分類表

	トゥルイ系			東諸弟系	西諸子系	駙馬	その他
	世諸子	祖系	世祖諸子以外				
世祖期	$\frac{29例}{36例}$	9 (7)	3 (3)	3 (3)	7 (7)	4 (4)	4 (4)
成宗期	$\frac{14例}{15例}$	3 (2)	4 (4)	0	1 (1)	2 (2)	2 (2)
武宗期	$\frac{10例}{28例}$	3 (2)	2 (0)	0	4 (4)	1 (1)	0
仁宗期	$\frac{17例}{30例}$	1 (1)	0	1 (1)	5 (4)	3 (3)	7 (7)
英宗期	$\frac{6例}{7例}$	3 (1)	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)
泰定帝期	$\frac{15例}{24例}$	5 (2)	0	0	2 (0)	1 (1)	7 (4)
文宗期	$\frac{15例}{24例}$	3 (2)	1 (0)	2 (0)	2 (1)	2 (0)	5 (3)
順帝期	$\frac{0}{1例}$	0	0	0	0	0	0

各皇帝期の件数は下が全王授与数、上が二字王号授与数を示す。また系統別の括弧内の件数は始封数を示す。

王阿不歹 (*Abudai)、郾王拙忽難 (*Jugunan)、趙王主忽 (*Jugu)、昌王阿失 (*Asi[q]) の如く、ほぼ一字王号が与えられたのであった。⁽¹²⁾

以上をまとめると、武宗期に於ける一字王号は、甘麻刺系はもとより、武宗の嫡統に相当する系統とも全く関係なく、武宗系から遠い諸王——駙馬にさえも、与えられていたのである。

以下、仁宗期、泰定帝期、文宗期に於いても、武宗期の傾向を踏襲し、皇帝の嫡統のみに固執することなく、遠くの系統の者へも与えられているのである。なお、英宗期、順帝期は、各々一名を数えるのみで問題にはならない。

武宗期以降の二字王号については、世祖・成宗期の原則が、世祖諸子系では大枠に於いて踏襲⁽¹³⁾されていた。しかし、他の系統については混乱した部分を含み、その傾向を読みとり難くなっているため、もはや贅言を要さないように思える。

註

(1) 拙稿「元代世祖・成宗期の王号授与について」参照。
以下、世祖・成宗期の事例に及ぶ場合は、すべてこれに

抛る。

(2) 李則芬、李治安の両氏も言及されているが十分ではない。李則芬『元史新講(四)』一九七八年、三〇一—二頁、李治安「忽必烈削弱宗藩实行中央集権」(『南開学報』一九八五年第三期) 一三頁参照。

(3) 『元史』卷二二六、哈刺哈孫伝に、秃刺が武宗から越王号を賜ったときの経緯として、「哈刺哈孫力争之曰、祖宗之制、非親王不得加一字之封。秃刺疏属豈得以一日功廢万世之制哉。帝不聽。」とある(拙稿、二七八頁)。

(4) 松田孝一氏の考訂に従った。松田「元朝期の分封制」(『史学雑誌』第八八編第八号、一九七九年) 四三頁。

(5) 松田前掲論文、四六一—八頁。

(6) 世祖の諸子の順序は、宗室世系表に抛った。

(7) 系図上の秃刺、出伯の系統については、杉山正明氏に抛った。杉山「ふたつのチャガタイ家」六七二、六五三頁。

(8) 註(3)参照。

(9) 杉山前掲論文、六五六—六五頁参照。

(10) 宗室世系表。

(11) 海老沢哲雄「モンゴル帝国の東方三王家に関する諸問題」(『埼玉大学紀要』教育学部、人文・社会科学、第二号、一九七二年) 参照。

(12) 諸王表では、魯王阿不歹は蛮子台の後に、郾王拙忽難は聶古解の後に、昌王阿失は忽鄰の後に、各々置かれて

いる。しかし、筆者は各々の活動時期を勘案したうえで、阿不歹、拙忽難、阿失を始封と考えている。

(13) 鎮南王脱歓の系統である諸王に与えられた宣徳王、威順王、宣讓王号のランクは、鎮南王号と同格である。

四、王号授与の経緯について

本章では、王号授与の経緯について考察し、それによって王号授与の意義を明らかにしていくことにする。ただ、その経緯が史料上に明確に表われない場合は、各諸王の受封前後の動向を概観することによって、その間の事情を窺うことにする。

まず、世祖・成宗期の王号授与の経緯は、「中央及び重要地域の統治乃至鎮戍」が事例中の四割台を占めていた。⁽¹⁾これは、史料上に表われる「出鎮」という形態の行動や、松田孝一氏の「当該方面に於る防衛と拓境活動」⁽²⁾をも含むと考えられる。

次いで、武宗の王号授与についてであるが、拙稿に於いては、分析の対象とした大徳十一年、至大元年の諸事例を次の三つに分類した。⁽³⁾

- (1) 武宗即位に直接関与した諸王、
- (2) 所謂「北辺」

元代後半期の王号授与について

に関与した諸王、(3) 武宗との関係を見出しえない諸王。以上、三つの類別は截然としたものではないが、(1)の場合が論功行賞であることは言う迄もない。また、(2)の場合は、その背景に元朝が四十年余りに亘って苦悩してきた海都の叛乱が存在することを念頭におくと、彼らが武宗とともに対海都戦に従事していたことから、これも一種の論功行賞であると看做した。問題は(3)の場合である。これらの諸王も、武宗との直接的な関わりがみえないからといって、直ちに切り捨てるわけにはいかない。武宗との関係が記録上に残らなかったとも考えられるが、ただ少なくとも、ここで看過されてはならないことは、今回の海山(Qaisan)擁立派と阿難答擁立派との抗争は、帝国全体を巻き込む萌芽を胚胎していたということである。そのような混乱が存在したからこそ、武宗即位との関わりが史料に見えない諸王に対しても、政権をより安定させるべく——政治的懐柔とでもいおうか——、王号授与がなされたと考えられる。

さて、小稿の課題である仁宗期以降の事例について考えていくことにする。まず、その経緯を明確にしうると考えられるのは、(14)禾失刺、(21)紐林的斤、(28)月魯帖木兒、(40)買奴、(69)阿刺忒納失里、(2)朶列帖木兒の六例である。

以下、順次述べていくことにする。

禾失刺は、武宗の長子である。先の武宗即位の際、愛育黎拔力八達 (*Ayurbaribada) が皇太子となったが、その死後は武宗の子が皇帝の位に即く約束であった⁽⁴⁾。つまり、禾失刺は仁宗後の帝位継承権を所有していることになる。ところが、武宗、仁宗の両朝を通じて実権を握っていた弘吉刺氏出身の興聖宮皇太后は、禾失刺の母が亦乞列思 (Ikres) 氏であることから、禾失刺を忌避した。即ち、『元史』卷二一、明宗本紀、延祐三年春の条に、

於是封帝周王、出鎮雲南。

とある如く、禾失刺は周王として、雲南に出鎮することになったが、内実は右の如く政治的に遠去けられたのであった。そして、延祐三年に仁宗の長子であり、弘吉刺氏の母をもつ碩徳八刺 (*Sidābara) が皇太子に立てられた。それで、武宗の旧臣や禾失刺の侍臣は、禾失刺の擁立を計るが失敗し、禾失刺は雲南への途を歩むものの、遂に西進してアルタイ山に到り、察合台系諸王と会盟したのであった⁽⁵⁾。このことは、世祖が自分の皇子を封じて当該地域に出鎮せしめる、という世祖期の事例が形骸化し、政治的に利用されるに到ったことを示している一例

である。

紐林的斤は、「高昌王世勲碑」(『国朝文類』卷二六)にその伝がある。それによると、没落したウイグル王家に於いて⁽⁶⁾、紐林的斤は太宗の孫女を妻とり——駙馬である——、永昌にその据をおき、元朝の軍事行動に従事していたことがわかる。やがて、武宗は紐林的斤に、ウイグル王の称号である亦都護 (Idigür) 号を嗣がしめた。そして、同伝に、

仁宗皇帝始稽故実、封為高昌王、別以金印賜之、設王傳之官。

とある如く、仁宗期に到り故実——世祖期に於いて、駙馬家の嫡統に与えられた王号は第三ランクのものであった——に倣って⁽⁷⁾、高昌王号が与えられたのであった。その経緯を考察すると、仁宗と紐林的斤との関係は詳びらかにしえないが、佐口透、安部健夫両氏の論考⁽⁸⁾で明らかにされている如く、この一族は元朝の対海都戦の第一線にあって、元朝に貢献してきたのであった。それ故に、海都の叛乱終熄後の武宗期に亦都護号を嗣ぎ、仁宗は積年の功績を慰撫して、王号を与えたと考えられる。

月魯帖木兒は、安西王阿難答の子である。阿難答は、成宗没後の帝位継承をめぐる抗争に於いて、海山に敗れ

たため肅清され、安西王号は断絶したのであった。⁽⁹⁾その子月魯帖木兒が復活した要因として見落とすことができな⁽¹⁰⁾いのは、英宗弑逆から泰定帝擁立までの経過である。英宗は、至治二年に権臣鉄木迭兒 (Temüder)、興聖宮皇太后が相ついで死去すると、国初の功臣木華黎 (Muqali) の子孫拜住 (Bayi) を中書右丞相に任じ、儒教主義的政策を推進した。ところが、鉄木迭兒の与党は鉄失 (*Taisi) を中心に結集し、英宗と拜住の暗殺を謀った。その結果、英宗と拜住は上都から大都への帰途、南坡に弑された。⁽¹¹⁾即ち、『元史』巻二八、英宗本紀二、至治三年八月癸亥の条に、

車駕南還、駐蹕南坡。是夕、御史大夫鉄失、知樞密院事也先帖木兒、大司農失禿兒、前平章政事赤斤鉄木兒、前雲南行省平章政事完者、鉄木迭兒子前治書侍御史鎖南、鉄失弟宣徽使鎖南、典瑞院使脱火赤、樞密院副使阿散、僉書樞密院事章台、衛士禿滿及諸王按梯不花、孛羅、月魯鉄木兒、曲呂不花、兀魯思不花等謀逆、以鉄失所領阿速衛兵為外應、鉄失、赤斤鉄木兒殺丞相拜住、遂弑帝於行幄。(圈点は筆者)とあり、月魯鉄 (帖) 木兒は英宗弑逆の一党に名を連ねているのである。鉄失は、大都の廷臣を抑えるべく、当

時漢北にあった晋王也先帖木兒を擁立し、皇帝位に即けた。これが泰定帝である。そして、その翌月に月魯帖木兒は途絶えていた安西王号を襲封したのである。その襲封の経緯としては、泰定帝の即位という国家の大事との関連しか考えられない。つまり、月魯帖木兒は泰定帝擁立の功によって、安西王号を与えられたのである。

買奴は、泰定帝がその即位の過程で、鉄失一党を誅して名分を正す動きの中で、登場する。⁽¹²⁾その間の経過に関して、『元史』巻一九、泰定帝本紀一、至治三年十二月丙戌の条は、

旭邁傑言、近也先鉄木兒變、諸王買奴逃赴潜邸、願効死力、且言不除元兇、則陛下美名不著、天下後世何從而知。上契聖衷、嘗蒙獎諭。今臣等議、宗戚之中、能自拔逆党、尽忠朝廷者、惟有買奴、請加封賞、以示激勸。遂以泰寧縣五千戶封買奴為泰寧王。

と記録している。皇帝の座を奪取することに武力で貢献した事例ではないが、論功行賞であることに相違はない。

阿刺忒納失里の『元史』に於ける初見は、巻二九、泰定帝本紀一、泰定元年秋七月庚子の条の記録、「諸王伯顔帖木兒出鎮關連東部、阿刺忒納失里出鎮沙州、各賜鈔三

千錠。」であり、阿刺忒納失里が当時沙州に出鎮していたことがわかる。その後、致和元年に泰定帝が上都に於いて没すると、上都では左丞相倒刺沙 (Taorasa) がその長子阿速吉八 (*Asugiba) を擁立し、天順帝とした。一方、大都にあった燕帖木児 (Ei Temür) は、武宗の子を推すことに決め、禾失刺がアルタイ山方面にあったため、江陵にいた脱帖木児を迎え暫定的に推戴した。これが文宗である。やがて、上都の天順帝を擁するものと、大都の文宗を推すものとの間に戦闘が始まった。以下、この上都派と大都派の抗争を「天曆の内乱⁽¹³⁾」と仮称する。その天曆の内乱に於いて、当時西安王であった阿刺忒納失里は、『元史』卷一三五、和尚伝に、「致和元年八月、西安王以兵討倒刺沙、命從丞相燕帖木児擒烏伯都刺、分兵備禦。」とあり、また卷三一、明宗本紀、致和元年八月の条に、「燕鉄木児与西安王阿刺忒納失里固守内廷。」とある如く燕帖(鉄)木児と組んで大都派の中心人物として、文宗擁立に向けて大きく行動するのである。従って、その後の賜与に於いても、天曆元年十一月乙亥の場合には、「賜西安王阿刺忒納失里、齊王月魯帖木児、知樞密院事不花帖木児金各五百兩、銀各二千五百兩、鈔各万錠、諸王朶列帖木児金五十兩、銀五百兩、鈔千錠、

從者及軍士有差⁽¹⁵⁾。」と記録されているが如く、その筆頭に名前を留めている。そして、『元史』卷一一七、禿刺伝に、

子西安王阿刺忒納失里、天曆初以推戴功、進封豫王。

とある如く、文宗推戴の功をもって西安王から豫王に進封したのである。

朶列帖木児は、『元史』諸王表、楚王の項に、「延祐二年被黜、天曆元年復故封。」と略記されている。その間の事情について、『元史』卷一一七、牙忽都伝は、

延祐中、明宗西出、脱列帖木児坐累、徙西番、没入其家貲之半。明宗即位、制曰、脱列帖木児何罪、其転徙籍没、豈不以我故耶。其復故号、人民貲帑悉歸之。

と記している。つまり、延祐三年に明宗(周王禾失刺)は、雲南に向けて発ったものの、中途で西進したために、朶(脱)列帖木児にその罪が及び配流されていた。ところが、天曆の内乱の結果、大都派が勝利を得、暫定的に即位した文宗は、使を遣して禾失刺の帰還を要望し、禾失刺は、天曆二年正月に和林付近に到って即位し、明宗となった。その明宗の即位に関連して、朶列帖木児

も復権を果たし、再び楚王号を与えられたのである。

以上六例中、禾失刺、紐林的斤、朶列帖木兒の事例は、当時の政治的な思惑、慰撫、配慮など——政治状況を背景にしての王号授与であり、月魯帖木兒、買奴、阿刺忒納失里の事例は、論功行賞によるものであると考えられる。

次に、その経緯が史料に明確に記されていない事例について、各皇帝期ごとに検討して、その間の事情を窺うことにする。

仁宗期の王号授与は、表Ⅱから判明する如く特定の年次に集中してはいないが、その件数はかなり多い。そこで、まず仁宗の子弟を挙げると、それは(15)兀都思不花である。兀都思不花は、仁宗の次子にあたり、『元史』に於ける初見の記録は、卷二二、武宗本紀一、大徳十一年秋七月乙亥の条、

賜越王秃剌鈔万錠、諸王兀都思不花所部三万五千二百二十錠。

である。大徳十一年、武宗の即位直後、しかも件の秃剌——武宗擁立の政治抗争の際、阿難答擁立派の阿忽台(Agutai)を捕縛した功により、越王号を与えられていた——とともにの賜与であるから、これは武宗擁立の褒

元代後半期の王号授与について

賞であるとも考えられる。『元史』に於ける二番目の記録は、諸王表に於ける延祐二年の安王号受封である。その延祐二年には、武宗の長子禾失刺が周王に封ぜられて、政治的に遠去けられようとしていた。以上の二つの記録から、兀都思不花は、仁宗の身内であることに加えて、当時の政治状況を踏まえて——禾失刺が退けられる間隙を埋めるべく、王号授与がなされたと憶測される。

次いで、仁宗との関わりを、武宗との接点から推測する諸王(17)を索搜すると、(18)脱脱、(19)秃満帖木兒の二例がある。脱脱は、成宗期、北辺にて武宗とともに軍事行動に従事していたと考えられる記事がある。『元史』卷二一、成宗本紀四、大徳七年五月壬申の条に、

以大徳五年戦功、賞北師銀二十万錠、幣帛各五万九千匹。賜姪海山及安西王阿難答、諸王脱脱、八不沙、駙馬蛮子台等各金五十兩、銀朱銀幣等物有差。

とあり、大徳五年の海都との戦役に、脱脱は海山(武宗)とともにあったことがわかる。(18)秃満帖(鉄)木兒は、「太師淇陽忠武王勲德碑」(『国朝名臣事略』卷三之一)に、大徳十年冬の記録として、

滅里鉄木兒乃降。其部人驚潰、王遣秃満鉄木兒、察忽将万衆深入、其部人亦降。

とみえる。つまり、成宗の末年に、海都に与して北辺を度々騷擾させた滅里鉄木兒 (Meliq Temur) の来降を伝える記録に、武宗の信頼厚い王、即ち月赤察兒 (*Yü-chai)⁽¹⁹⁾に⁽¹⁹⁾関連して、姿を現わす。以上の諸王は、元朝が積年の懸案としてきた対海都戦に於いて、武宗との関係を探り得るので、王号授与に際しては、北辺での行動も慰撫されたものと考えられる。

他の諸王のうち、⁽¹⁶⁾察八兒については、加藤和秀氏が、その元朝来降の状況に言及されている。⁽²⁰⁾氏に抛ると、ドゥワ——まさにチャガタイロハン国と呼ばれる単一主権を確立した——の死後、惹起された一三〇八—九年(至大元—二)の政治的混乱の中で、チャパル——ドゥワにより廃位されていた——は自己の勢力を回復するため、ドゥワの少子ケベクを攻撃したが、最終的に破れ去り遂に元朝に投降するに至った。その察八兒に王号を与えるのであるから、その経緯は政治的懐柔であると思われる。

泰定帝の王号授与で、まず着目すべき点は、表Ⅱから即座に理解される如く、即位直後の至治三年、泰定元年に集中していることである。それらの事例中、即位との関連性を十分に考えさせる人物は、既述の月魯帖木兒、

買奴の二例であった。

そこで、まず泰定帝の身内と考えられる甘麻刺系の諸王を挙げると、⁽³⁹⁾八刺失里、⁽⁴¹⁾八的麻亦兒間卜、⁽³¹⁾王禪、⁽⁴⁸⁾帖木兒不花がいる。いずれも襲封であるから、さしたる問題はないと思われるが、彼らの動向を史料上から概観すると、北辺での行動が色濃く影を落としている。⁽²³⁾つまり、泰定帝は、嘗て晉王として北辺にあったことから、襲封に際しては単なるゆきがかかりでなく、北辺での行動をも慰撫したものである。

また、泰定帝にとって多少血縁関係は薄くなるが、武宗の次子にあたる⁽⁴⁷⁾脱帖木兒がいる。脱帖木兒は、嘗て興聖宮皇太后に忌避され海南島に流されていたが、泰定帝が即位すると許され、懷王号を与えられて初めは建康、ついで江陵にあった。その経緯を、泰定帝と脱帖木兒の関係から窺うことにする。まず、泰定元年春正月己酉に、「召親王図帖睦爾于瓊州、阿木哥于大同。」(『元史』卷二九、泰定帝本紀一)とあり、図帖睦爾(脱帖木兒)が叔父阿木哥とともに登場してくる。その後、八月辛亥に「賜親王図帖睦爾鈔三千錠。」(同前)とあり、十月に到って、前述の如く懷王号を与えられるのである。一方、アルタイ山方面にある脱帖木兒の兄禾失刺について

は、泰定二年五月辛未に、「遣察乃使于周王和世疎。」(同前)とあり、泰定帝の方から和世疎(禾失刺)に遣使をし、十一月戊申に、「周王和世疎遣使以豹来献。」(同前)とある如く、和世疎側からの働きかけが出てくる。⁽²²⁾ 以上のような、泰定帝の武宗系に対する配慮はどこから生ずるのだろうか。その視点で『元史』を検索すると、卷三七、寧宗本紀の冒頭に、「泰定之際、正統遂偏。」とある。つまり、当時皇帝位継承権は、真金の子答剌麻八刺(Darmabala)の系統にあると考えられていたのである。⁽²³⁾ それにも拘らず、英宗弑逆という政治的変動の中で、図らずも突然帝位に推戴された泰定帝は、政権の安定を求めべく武宗系に十分な配慮をしなければならなかったのである。即ち、泰定帝の懷王号授与も、そのような政治的配慮に基づいたものであると考えられる。

次に、泰定帝との繋りを、北辺での関わりから推測させるものとして、⁽³⁷⁾ 薛徹干、⁽⁴²⁾ 太平、⁽⁴³⁾ 忽刺台、⁽⁴⁴⁾ 別失帖木児がいる。これらのうち、前三者は襲封であり、別失帖木児のみ始封である。薛徹干は、葉木忽児の子である。その葉木忽児の遊牧地は、元朝と海都の勢力圏の境をなすアルタイ地方にあったこと⁽²⁴⁾ から、元朝の北辺を脅かす存在にもなりえた。太平は、滅里(Mali [K]) 大

王の系統で、禿滿(Tuman)の甥にあたる。その禿滿は、武宗期に太宗の玉璽を将来して陽翟王に封ぜられ、北辺の押えとされた。⁽²⁵⁾ 忽刺台は、海都の後裔にあたる。前三者については、以上の事柄しか判然としない。別失帖木児についても、僅な記録しか残されていない。『元史』卷二九、泰定帝本紀一、泰定元年春正月甲寅の条、賜諸王太平、忽刺台、別失帖木児等金印。

である。この記載から、別失帖木児は太平や忽刺台と一括しうるのではないかと憶測している。即ち、別失帖木児への王号授与も、北辺での関わりを想起させるため、その動向に対する慰撫であると考えられる。

次いで、泰定二、三、四年の事例で、泰定帝との結び付きを見出せるのは、⁽⁴⁹⁾ 火里兀察、⁽⁵²⁾ 寬徹普化、⁽⁵⁴⁾ 阿都赤の三例である。火里兀察は、諸王表に「泰定皇后父也。」とあるから、一応身内と考えてよい。寬徹普化は、『元史』卷二九、泰定帝本紀一、泰定元年夏四月甲午の条に、

車駕幸上都。以諸王寬徹不花、失刺、平章政事兀伯都刺、右丞善僧等居守。

とあることから、泰定帝即位の前後に上都にあったことを窺わせる。阿都赤については、『元史』卷二九、泰定帝

本紀一、泰定元年秋七月丙戌の条、

賜雲南王王禪鈔二千錠、諸王阿都赤鈔三千錠。

の記録しか残らないが、泰定帝の甥にあたる王禪とともに賜与——その額は王禪を上回る——を受けたことに意味がある。しかも、阿都赤に与えられた綏寧王号は、父闊闊出が嘗て与えられていた寧遠王号を一ランク上回り、さらに新設の一代限りのものであった。以上の状況を踏まえると、阿都赤は北辺にあって活動し、それを慰撫されて王号を与えられたと考える。

文宗期の王号授与も、即位直後の天曆二年、至順元年に集中している。そこで、暫定的に即位した天曆元年を含め、同二年、至順元年までの諸事例を検討することにする。

まず、その経緯を明確にしえたのは、前述の阿刺志納失里、朶列帖木兒の二例であった。そこで、文宗の身内にあたる者としては、(66)阿刺志納答刺、(67)懿憐只班、また血縁関係は多少遠くなるが(71)阿魯がいる。阿刺志納答刺について、『元史』は、その卷三四、文宗本紀三、至順元年三月戊午の条に、

封皇子阿刺志納答刺為燕王、立宮相府総其府事、秩正三品、燕鉄木兒領之。

と述べ、同年十二月戊申の条には、

遣伯顔等以將立燕王阿刺志納答刺為皇太子、告祭于郊廟。

とする如く、文宗はその子阿刺志納答刺を燕王とし、皇太子にするのである。懿憐只班は、禾失刺の子、文宗の甥にあたるが、まもなく死去する。阿魯は、武宗の異母兄阿木哥の第三子である。

次に、阿刺志納失里以外で、文宗推戴の功を推測させる諸王としては、(60)帖木兒不花、(73)不花帖木兒の二例がある。帖木兒不花は、鎮南王脱不花の死去時、その子孛羅不花が幼なすぎたために、代わって襲封していた。⁽²⁶⁾ やがて、『元史』卷三三、文宗本紀二、天曆二年十二月乙未の条に、

孛羅不花既長、帖木兒不花請以王爵歸之、乃特封宣讓王、以示褒寵。

とある如く、帖木兒不花は孛羅不花が長じたので王号を返し、自らは特に宣讓王号を与えられた。ただ、褒寵を示された背景として、『元史』卷三二、文宗本紀一、天曆元年の二つの記録、

(冬十月) 庚子、以梁王王禪第賜諸王帖木兒不花。
(十二月) 甲午、以王禪奴婢賜鎮南王鉄木兒不花及

燕鉄木兒。

は看過できない。つまり、天曆の内乱時、上都派の中心人物であった梁王王禪の邸が、帖木兒不花に与えられ、奴婢も燕鉄木兒とともに賜った記録なのである。恐らく、帖木兒不花は、文宗擁立の争いに於いて大都派に立ち、その重要メンバーのひとりであったとみて間違いないであろう。不花帖木兒は、出自不明であるが、⁽²⁷⁾天曆の内乱には、『元史』卷一二八、燕鉄木兒伝に、

齊王月魯帖木兒、東路蒙古元帥不花帖木兒聞文宗即位、乃起兵趨上都困之。

と記されている如く、齊王月魯帖木兒とともに上都を包囲し、遂にこれを攻略し文宗推戴に功績をあげているのである。

また、阿刺忒納失里の線から、西方諸子系に目を転じてみよう。⁽⁶⁰⁾寬徹、⁽⁶²⁾忽答里迷失、⁽⁷⁰⁾速來蛮については、既に杉山正明氏が言及されている。氏は、チュベイ一門のうち、文宗新体制の下で上昇気流に乗っているのは、クンチュク、クタトミシユ、スレイマンであるとす。

しかも、この前後に新たに一字王号を受封したのは、アラトナシリ、クンチュク、クタトミシユの三人だけである。そのアラトナシリが文宗擁立の中心人物であり、彼

の豫王受封が論功行賞以外の何物でもないとする、クンチュクとクタトミシユの受封も同様である可能性がある、と指摘されている。⁽²⁸⁾

さらに、襲封ではあるが、⁽⁵⁹⁾牙納失里、⁽⁶⁸⁾木南子、⁽⁶⁹⁾滄皮、⁽⁷²⁾按渾察といった東方諸弟系諸王にも注意しておきたい。牙納失里の父脱脱は、天曆の内乱で上都派に与し、大都派の齊王月魯帖木兒との戦闘により死を遂げている。それにも拘らず、文宗は斡赤斤(Otigin)家の嫡統に与えていた遼王号を、まもなくその子牙納失里に襲封させたのである。⁽²⁹⁾木南子、滄皮は、哈赤温(Qaciun)家の諸王であり、『元史』宗室世系表によると、吳王朶列納の子が滄皮であり、甥が木南子である。そして、『元史』には、朶列納は仁宗期までの記録が残っているにすぎず、滄皮は泰定帝期、⁽³⁰⁾木南子は武宗期の賜与の記録を初出とする。また、両者ともに天曆の内乱に関与した史料は、見当たらない。ただ、『元史』卷三三三、文宗本紀二、天曆二年八月癸丑の条に、

徵吳王滄皮及其諸父木楠子赴京師。

とあって、両者が徵されて京師に赴いた記録がある。この天曆二年八月という時期は、文宗の復位があり、その後、牙納失里に遼王号、寬徹に肅王号の授与があり、然

る後に、澠皮、木南(楠)子が召し出されたのである。そして、その翌年、即ち至順元年三月に、

徙封濟陽王木南子為吳王、吳王澠皮為濟陽王。(『元史』卷三四、文宗本紀三)

とある如く、木南子が吳王に、澠皮が濟陽王にという王号が入れ替わる措置がとられているのである。別里古台(Bälbütei)家の按渾察は、『元史』初出の記録が、卷三二、文宗本紀一、致和元年八月丙午の条、

諸王按渾察至京師。

であり、天曆の内乱の最中に京師に到ったことがわかる。以上の事例より、権力闘争を伴う皇帝の交替に際しては、即位との関連により、王号授与そのものが見直される——その目的は政権を安定させるためであろう——といえる。

次ぎは、至順二、三年の事例である。(75)ト顔帖木兒、(76)太平奴は、単なる襲封であるから問題はないと思われるが、始封である(77)徹徹禿、(78)斡即、(79)脱隣忽都魯の三例は不明である。

最後に、以上述べてきた元代後半期の王号授与の経緯⁽³²⁾について、簡単にまとめておくことにする。世祖期に於いては、世祖が自らの皇子を各地に軍隊とともに「出

鎮」せしめて、その地域の統治乃至鎮戍にあたらせることが中心であった。それが、武宗期以降——後半期に於いては、各々の皇帝の即位の事情を背景として、論功行賞や、当時の政治的な思惑、慰撫、配慮など政治状況を勘案したうえでの経緯に移っていったのである。

註

- (1) 世祖・成宗期の四十四事例のうち、十九事例、つまり約四十三パーセントを占めていると考えている。
- (2) 松田「元朝期の分封制」四五頁。
- (3) 拙稿、二九一—二頁。
- (4) 岡田「大元帝国」一七九頁。
- (5) 『元史』卷三一、明宗本紀、延祐三年冬十一月の条。
- (6) 具体的には、海都陣營の攻撃により、至元七年にウイグル領の首都ビシュバリクを占拠され、同十七年には新都カラホージャを捨て、同十九年頃には紐林的斤の父が戦死した。安部健夫「カイヅ・ヅワの乱とウイグル領の運命」(『西ウイグル国史の研究』所収、一九五三年)参照。

- (7) 明朝に高昌王和尚が来降した時、『明太祖実録』卷五八、洪武三年十一月丁酉の条は、「詔礼部考定元降臣高昌王、岐王、陪祭礼儀、尚書陶凱等言、謹按唐諸蕃長酋在朝陪祭班于蕃客位、宋降王煜劉銀陪祭、各依所授官職

立班、今岐王、高昌王既来、授名爵、宣借三品法服、随班陪祭、従之。」と記す。佐口透氏は、この記録を典拠として、「礼部は唐宋諸蕃酋長礼遇の故実に倣ひ高昌王に名爵を授け三品法服を与へ礼儀に陪祭するを許した。」(圈点は筆者)と解釈された。佐口「モンゴル人支配時代のウイグリスタン(下)」(『史学雑誌』第五四編第九号、一九四三年)九九三頁参照。筆者は、仁宗が世祖期の王号授与の原則に倣って、高昌王号を与えたと考えた。元代後半期に於いて、二字王号の与え方は大きく混乱していたが、この第三ランクの王号は、世祖期ではまさに駙馬家の嫡統に与えられるものであった。

- (8) 佐口、安部前掲論文。
- (9) 松田前掲論文、五六―七頁参照。
- (10) 例えば、蕭功秦「英宗新政与“南坡之变”」(『元史論叢』第二輯、一九八三年)一四五―五六頁参照。
- (11) 中華書局版『元史』卷二八、校勘記(二二)により改める。
- (12) ここに、月魯帖木児は含まれていない。
- (13) 杉山正明氏に拠る。杉山「幽王チュベイとその系譜」一九頁。
- (14) その年次は不明であるが、沙州に出鎮した泰定元年七月前後であろう。
- (15) 『元史』卷三二、文宗本紀一。

元代後半期の王号授与について

(16) 朶列帖木児と明宗の具体的な関係は、判然としない。しかし、朶列帖木児の父牙忽都が武宗を擁立した時、その伝は「牙忽都曰、世祖皇帝之嫡孫在、神器所当属、安西藩王也、入繼非制。武宗即位、以其父子劳効忠勤、益厚遇之、……」としている。この記録を念頭に置くと、朶列帖木児が、武宗の長子禾失刺と深い繋りを持っていたであろうことは、容易に想像される。

- (17) 思えば、武宗推戴に仁宗の果たした役割は、非常に大きかったわけである。拙稿、二七六―七頁参照。
- (18) 松田孝一「カイシャンの西北モンゴリア出頭」(『東方学』第六四集、一九八二年)参照。
- (19) 拙稿、二八九―九〇頁。
- (20) 加藤「チャガタイハン国の成立」(『足利惇氏博士喜寿記念オリエント学・インド学論集』所収、一九七八年)一五〇―五頁。
- (21) 例えば、八刺失里の動向を挙げると、
(泰定元年三月己酉) 遣湘寧王八刺失里出鎮察罕腦児、罷宣慰司、立王傅府。(『元史』卷二九、泰定帝本紀一)
(泰定三年春正月己未) 以湘寧王八刺失里鎮兀魯思部。(『元史』卷三〇、泰定帝紀二)
(泰定三年六月) 丁亥、命湘寧王八刺失里出鎮阿難答之地。(同右)

とある。

- (22) この点については、Dardess, *Conquerors and Con-
fucians*, p. 26. 参照。
- (23) 例えば、註(16)の牙忽都の言葉を参照。
- (24) 松田孝一「ユブクル等の元朝来降」(『立命館史学』第
四号、一九八三年)三五頁。
- (25) 拙稿、二八五―六頁。
- (26) 『元史』卷三二、文宗本紀二、天曆二年十月乙未の条。
- (27) ドーソンは、「エル・テルムの父方の叔父」とする。
佐口透訳注『モンゴル帝国史』第三卷、一九七一年、一
九七頁。このような事例の検討が、小稿の今後の課題と
して残っている。
- (28) 杉山前掲論文、一九―二二頁。
- (29) 海老沢「モンゴル帝国の東方三王家に関する諸問題」
四二―三頁。
- (30) 『元史』卷三〇、泰定帝本紀二、泰定三年六月戊戌の
条。
- (31) 『元史』卷二二、武宗本紀一、至大元年夏四月戊戌の
条。
- (32) ここで、天曆の内乱について一言したい。この内乱に
よって、上都派の天順帝を始め、晉王八剌麻亦児間ト、
梁王王禪、湘寧王八剌失里は命を落とし、泰定帝の皇子
小薛(*Sösa)太子、允丹蔵ト(*Yondan-dzangbu)、
雲南王帖木児不花も、泰定帝期の記録を最後として姿を
消す。つまり、天曆の内乱の結果、北方モンゴル勢力は

帝国中枢部から一掃されたといわれるが、これはより具
体的にいえば、甘麻刺系勢力の完全なる没落ということ
ではないだろうか。それ故に、『元史』卷一一五、顯宗
伝に、

英宗遇弒、也孫帖木児以嗣晉王即位皇帝、追尊曰光
聖仁孝皇帝、廟号顯宗、祔享太室。又六年、文宗即
位、乃毀其廟室。

とある。泰定帝は即位すると、父甘麻刺を帝位に即け、
廟号、諡を追尊した。ところが、天曆の内乱で文宗が即
位すると、その廟室を破壊した。また、文宗は、その長
子阿剌忒納答刺を、真金以来途絶えていた燕王位につけ
たのであった。これらのことは、とりもなおさず、文宗
が元朝支配階層の権力闘争に勝利し、甘麻刺系にとって
かわったことを物語っていると思われる。

五、おわりに

元朝一代の王号授与状況を概観すると、特定の年次に
集中して行なわれていることがわかる。それは、元代後
半期、即ち武宗即位後の大徳十一年・至大元年、泰定帝
即位後の泰定元年、文宗即位後の天曆二年・至順元年で
ある。

王号授与が一時期に集中する現象を解明するために、
元朝の創設者である世祖の王号授与について論じたこと

がある。それに拠ると、世祖期の王号授与には、ある種の傾向——原則めいたものが存在していたことがわかる。最高位の王号である一字王号は、中統年間から至元年間後半までは、世祖の諸子の中でも正后所生の者の系統に、至元の末年に到ると、世祖の嫡統と目される真金の長子甘麻刺の系統のみに、与えられた。これは、世祖にとつて血縁関係の最も濃い、いわば身内へのみ、一字王号を与えていたことを意味する。二字王号については、ここでは縷々述べないが、これも世祖の諸子を中心として、一定の形式をもつて与えられていた。また、その経緯については、多くは諸王に王号を与えて、当該地域に出鎮せしめるといふものであった。

これらの傾向は、次ぎの成宗期に継承されるわけであるが、それが一転するのが武宗朝の成立であった。ここで想起されるべきことは、武宗即位に際しての権力闘争である。そして、元代後半期に於ける皇帝位をめぐる権力闘争は、前述の王号授与が一時期に集中する状況を招来した武宗・泰定帝・文宗の即位時のことなのである。

小稿は、それらの王号授与に焦点をあてて、考察を行なってきた。その結果、一字王号は甘麻刺系はもとより、各皇帝の嫡統のみに固執することもなく、遠くの系

統の諸王——諸王に準じる駙馬にさえも、与えられているのである。二字王号については、そのウェイトが低下したために、授与の傾向が読みとり難くなっている。また、そういった状況をふまえたうえで、その経緯を前述の年次の事例を中心にみていった。それに拠ると、経緯が明確に表われる事例は極端に少ないが、その少ない事例を突破口にしてみると、各々の皇帝の即位の事情を背景として、論功行賞や、当時の政治的な思惑、慰撫、配慮など——当時の政治状況を考慮したうえでのものであることがわかる。また、その視点を敷衍して経緯不明の事例をみると、辛うじて各皇帝との接点を見出すことができ、皇帝が自らの政権を安定させるべく、皇帝との関係で一定の範囲内に王号を与えたことが推測される。つまり、王号授与の経緯は、世祖・成宗期と後半期とは大きく異なるのである。